

宮崎地方法務局高鍋出張所エアコン設置等作業特記仕様書

第1 購入対象機器

1 高鍋出張所事務室用パッケージエアコン

本機器の仕様は、次の(1)から(2)までの要件を満たすものとする。

(1) 構成及び定格能力

室内機2台（天吊形）及び室外機2台

冷房能力14.0kW／暖房能力16.0kW／三相200V

(2) 参考機種

日本キャリア株式会社製「GCSA16014MUB」又はこれと同等以上の
冷暖房性能を有するもの

第2 設置作業の概要

1 作業場所

宮崎県児湯郡高鍋町大字上江字高月8340番地（高鍋合同庁舎2階）

宮崎地方法務局高鍋出張所（具体的な設置位置は別添図面による。）

2 作業内容

(1) エアコン据付作業

(2) 穿孔作業

(3) 配管設備設置作業（冷媒配管、ドレン配管等）

(4) 配線設備設置作業（電源線、制御線等）

(5) 電気設備設置作業（分電盤設置等）

3 施工要領

(1) 機能確保

仕様書に示す機能が完全に発揮されるように施工すること。仕様書に明記のない事項であっても、当該機能の発揮に当然必要な作業は誠実に実施すること。

(2) 変更協議

機器又は配管の取付位置若しくは取付工法を変更する必要がある場合は、事前に宮崎地方法務局（以下「発注者」という。）と協議し承認を受けること。

なお、請負者の都合により変更する場合、追加費用は請負者の負担とする。

(3) 検査・記録

作業終了後、発注者が指名する検査職員立会いの下で主要機器の機能検査及び総合試運転を実施し、その結果を記録し提出すること。

4 作業期間

(1) 施工・完了期限

本作業の全行程（試運転を含む。）、契約開始日から令和8年10月28日までに施工すること。ただし、本作業に使用する機器について、契約締結後可能な限り速やかに発注手続を行うとともに、各機器が納品され次第、発注者と協議し、可能な限り速やかに据付及び試運転を行うよう努めること。

(2) 施工時間帯

原則として平日17時15分以降又は土曜日・日曜日8時30分から17時15分までに施工すること。試運転も同様の時間帯に行うこと。ただし、発注者と協議の上、それ以外の時間帯に行うことも可とする。

5 官公署等との手続

作業に要する諸届出・検査手続は全て請負者が行い、その費用を契約金額に含めるものとする。

なお、電気供給契約変更手続については発注者が行うため、請負者による直接対応は不要である。ただし、契約変更手続のために必要な具体的な電力量等については、請負者から発注者に情報提供を行うこと。

6 安全衛生・保全措置

交通安全、労働災害防止、犯罪防止その他の保全措置について、所轄警察署、道路管理者、労働基準監督署、他業者及び当局職員と密接に連携し、万全を期すこと。

第3 作業仕様

1 共通仕様

本作業に適用する共通仕様は、次の(1)及び(2)に定める基準に従うものとする。

(1) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備

工事編 令和 7 年度版（修補版））」

(2) 同「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編 令和 7 年度版）」

2 特記仕様

(1) エアコン据付作業

- ア 発注者の指示箇所に設置すること。
- イ 保守点検の支障がない構造とすること。
- ウ 室外機は転倒防止措置を講ずること。また、溶融亜鉛メッキ仕上げとすること。その他必要な補強は請負者の責任で行うこと。
- エ 既設の機器は全て存置すること。

(2) 穿孔作業

- ア ダイヤモンドコア等の方法を用いて必要最小限の穿孔を行い、全作業完了後は貫通部の防水・防火処理を完全に復旧すること。
- イ 外壁塗装剤等にアスベストを含有しているものとみなして、飛散防止措置を講じること。アスベストの含有調査は不要とする。

(3) 配管設備設置作業

- ア 冷媒配管は気密試験を実施し、試験成績書を提出すること。
- イ ドレン配管は結露防止層付硬質塩化ビニル管（VU管）とする。
- ウ ドレン配管は天井内に設置し、ドレンアップを行う。
- エ 配管支持を確実にを行い、ドレン配管には適正な勾配を確保し、防露及び破損防止を図ること。
- オ 配管設備は外部ラッキング仕上げとする。

(4) 配線設備設置作業・電気設備設置作業

- ア 既設電力量計及び開閉器盤を利用することを想定しているが、発注者と協議の上、実状に適したものを使用することは差し支えない。
- イ 室内配線は外観を損なわないよう留意し、露出配線はメタルモール等により施工すること。
- ウ 電気用品安全法適合品を使用し、接地作業及び絶縁抵抗試験を確実に実施し、試験成績書を提出すること。
- エ 電源コードその他必要部材は、請負者が用意すること。

(5) その他共通事項

- ア 作業完了後、発注者に対し取扱説明を行うこと。
- イ 発生材は請負者の責任と負担で処分すること。
- ウ 養生を徹底し、毀損が生じた場合は原状回復すること。
- エ 設置機器は全て新品とすること。
- オ 施工完了後は、即時に運転可能な状態へ整備し、発注者の確認を受けること。

第4 提出書類

請負者は契約締結後、次に掲げる書類を宮崎地方法務局会計課へ提出すること。

なお、電子データにより提出して差し支えない。

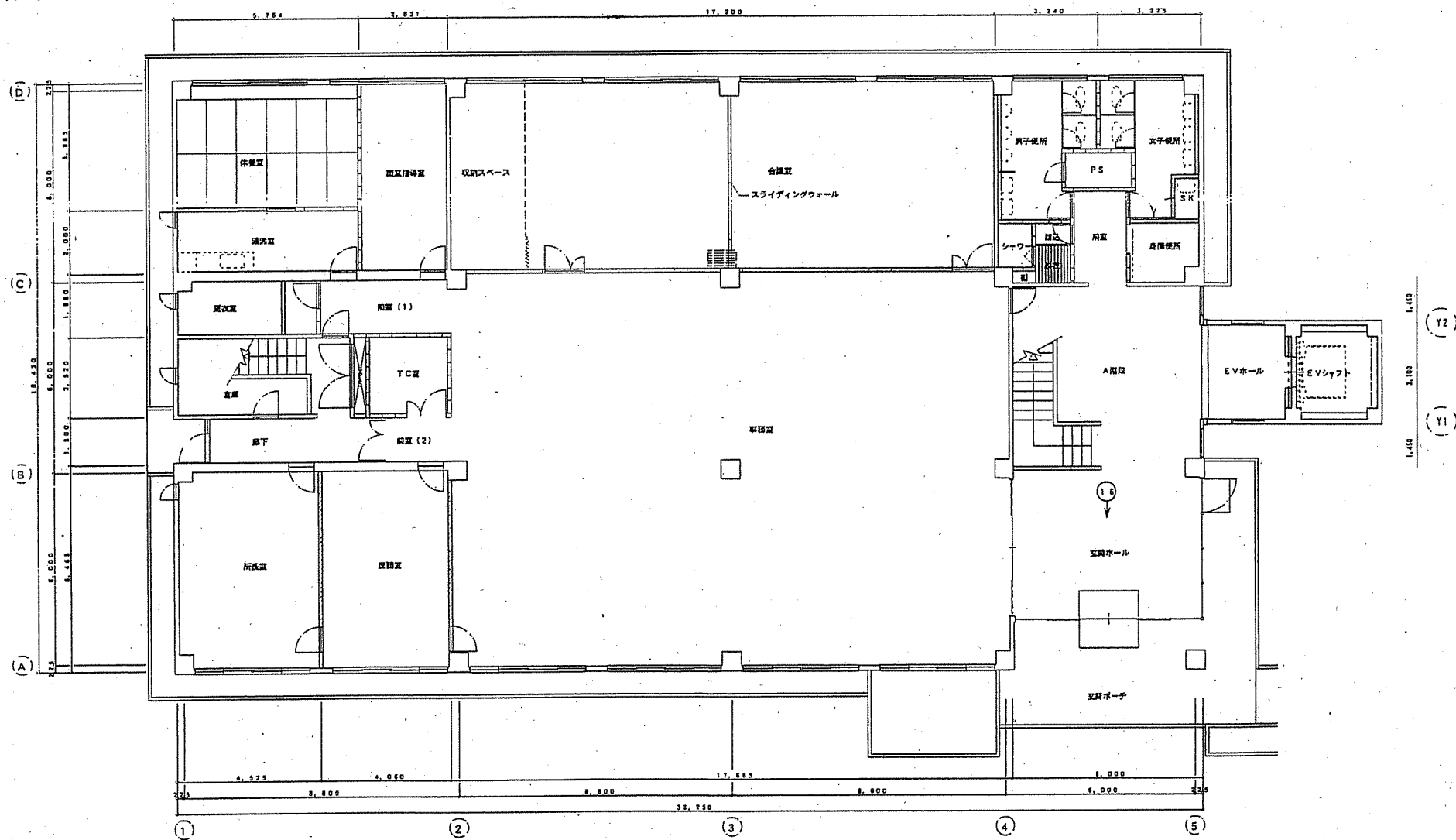
- (1) 作業写真（施工前・施工中・完成後、カラーA4判アルバム） 1部
- (2) 完成図書（仕様書・機器保証書・試験成績書） 1部
- (3) 取扱説明書 1部

第5 保証

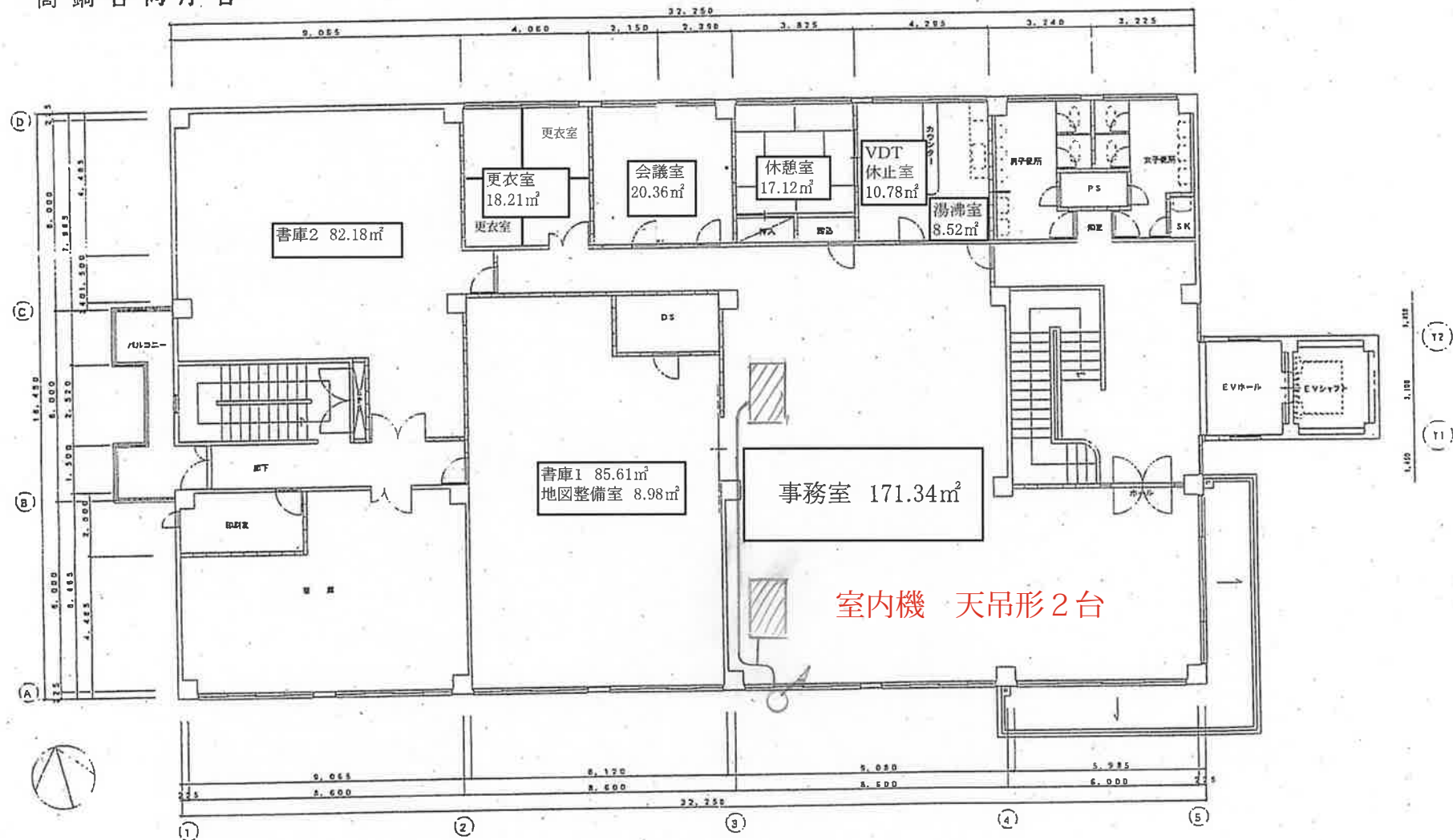
引渡しの日から2年間を保証期間（契約不適合責任期間）とする。

保証期間内に、請負者の設計又は施工の不備若しくは材質の不良により目的物が契約の内容に適合しない事実（損傷・異常を含む。）が判明した場合、請負者の負担により速やかに補修又は交換を行うものとする。ただし、天災その他使用者の故意又は重大な過失に起因する損傷等については、この限りでない。

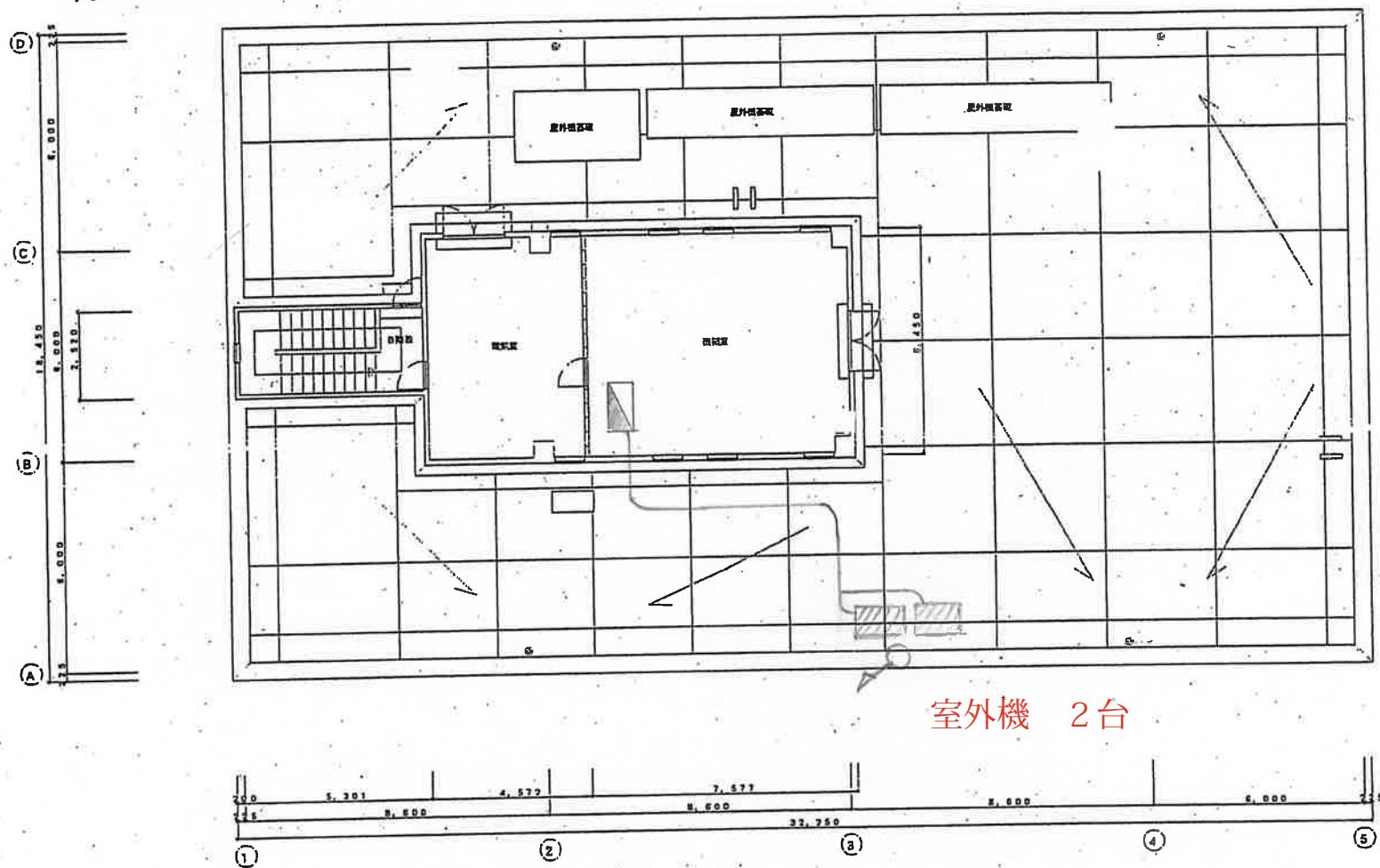
高鍋合同庁舎



高鍋合同庁舎



高鍋合同庁舎



3階平面図 'S=1/1'00

